



2019年8月吉日

お取引様各位

株式会社 マグナ

代表取締役社長 澤渡 五郎

改正消費税法に関する弊社の対応について

拝啓

時下、貴社におかれましてはますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格段のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、2019年（令和元年）10月1日より、消費税法の改正により消費税等の税率が8%から10%へ変更となります。

弊社では、消費税等の課税取引について、発行済みの契約書・注文書・見積書などに記載された消費税等の金額及び税率に係わらず、消費税法に基づき下記のように取扱いを致します（但し一部の経過措置対象案件を除きます）。

ご理解を賜り、ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 2019年9月30日までの売上・仕入

消費税等については税率8%にて計算します。

(2) 2019年10月1日以後の売上・仕入

消費税等については税率10%にて計算します。

(3) 2019年9月30日までにを行った売上・仕入の返品及び修正

2019年9月30日までに完了した売上・仕入について、10月1日以後に返品や修正が発生した場合、消費税等については税率8%にて計算します。

以上